

小樽市放送電波受信障害防止に関する要綱

制 定 平成19年6月28日

最近改正 平成23年5月24日

(趣旨)

第1条 この要綱は、小樽市公害防止条例（昭和50年小樽市条例第23号）第34条の規定による放送電波の受信障害の防止義務のほか、同条に規定する工作物（以下単に「工作物」という。）の建設による放送電波の受信障害の防止に関する行政指導について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「放送電波」とは、テレビジョン放送（地上アナログ放送及び地上デジタル放送に限る。）又はラジオ放送の電波をいう。

(誓約書の提出)

第3条 工作物を建設しようとする者並びにその設計者及び工事施工者（以下「建設者等」という。）は、当該工作物及びその建設工事に起因する放送電波の受信障害について、付近住民と紛争が生じないように配慮するとともに、紛争が生じた場合に自己の責任において解決を図ることを約するため、当該工作物の建設工事の着工前に、次に掲げる書類を添えて誓約書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(1) 工作物の付近見取図

(2) 工作物の立面図又は^{かなばかりず}矩計図

(受信障害の予測調査)

第4条 建設者等は、工作物の建設によって放送電波の受信障害が生ずるおそれがある場合は、当該工作物の建設工事の着工前に、当該受信障害の影響が予想される地域の調査を実施するものとする。ただし、予測調査を実施しない場合は、放送電波の受信障害が生ずるおそれがないと判断した理由について、理由書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(受信障害の改善措置)

第5条 建設者等は、前条の規定による調査の結果、放送電波の受信障害が生ずるおそれがあると認められる場合は、その障害を解消するために必要な改善措置を講ずるものとする。この場合において、建設者等は、あらかじめ当該改善措置の内容を付近住民に説明するものとする。

(報告)

第6条 建設者等は、第4条の規定による受信障害の予測調査の結果並びに前条の規定による改善措置の内容及び付近住民に説明した状況を記載した報告書（様式第3号）を速やかに市長に提出するものとする。

(誓約書等の提出部数)

第7条 この要綱により市長に提出する誓約書等の提出部数は、2部とする。

附 則

この要綱は、平成19年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月24日から施行する。